

平成30年監査公表第3号

地方自治法第199条第4項に基づき平成29年度定例監査（第2回）を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年2月23日

扶桑町監査委員 岩本 幸松

扶桑町監査委員 佐藤 智恵子

平成29年度定例監査（第2回）報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

平成29年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監査日時	監査対象課等	備考
2月5日 9:30～	住民課、介護健康課（保健センター）	
15:00～	総評	
6日 9:30～	福祉児童課	
15:00～	総評	
2月8日 9:30～	教育課（学校給食共同調理場）、 文化会館	
15:00～	総評	
9日 9:30～	生涯学習課（図書館、体育館）	
15:00～	総評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、共通事項として、第1回定例監査同様に平成28年度決算審査における意見から、長時間外勤務軽減への対策、事務処理の怠り、誤りを無くするための検証の方法及び対策について聞き取りを行いました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じて下さい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知して下さい。

6. 指摘事項

- (1) 扶桑町出納員等に関する規則第6条による1週間以内の納入手続きが、延長保育料について守られていない実態がありました。(福祉児童課)

- (2) 扶桑町行政財産の特別使用に係る使用料条例第3条による使用料は、使用の開始前に徴収するとなっているが、ガス工事による中央公民館西側駐車場使用料について、使用期間中に使用料が支払われていました。(生涯学習課)

- (3) 小中学校消防設備保守点検業務に係る4月14日執行の入札が不調となった。要因は、仕様に消防ホース耐圧試験数量が87本あるのに誤って前年度数量の18本で設計され予定価格が作成されたためでありました。
結果予定価格を見直し5月30日に再入札が執行され落札がされたが、今後は、正確な設計を行い、予定価格の適正化に努めて下さい。
(学校教育課)

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等あったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

また、共通事項について各課聞き取りから、長時間外勤務軽減への対策として、課長が過去との比較チェックをして指導している課や個々の職員の意識改革が芽生えてきている課もありました。

事務処理の怠り、誤りを無くすための検証の方法及び対策については、調書に7項目(金額・支払科目・日付・宛先・請求者氏名・受付印・支払先口座)の点検チェックを定め徹底している、文章について作成者以外の一人がチェックするようにしている、ミスが発生した場合は、どうして起きたのか実例を課職員で共有しているなど、それぞれの課が工夫して対策への取組を実践していることが確認できました。

最後に、今回の監査での意見を参考にしていただき書類の誤りを今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めて下さい。